香芝市監査委員告示第１４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和７年５月２９日

香芝市監査委員　近　藤　　洋
香芝市監査委員　下　村　　佳　史

＜対象：公益社団法人　香芝市シルバー人材センター＞
１　監査実施年月日　　令和５年１１月２７日
２　監査結果報告年月日　　令和５年１２月２８日
３　措置状況通知　　令和７年３月３１日香商第２４９号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
事務局職員のうち嘱託職員については、香芝市におけるパートタイムの会計年度任用職員と同様の雇用形態であることから、香芝市の取扱いの例により報酬等を支出していると解釈されているものの、明確かつ論理的な根拠なく香芝市との整合性が保てない基準により報酬等を算定し支出している事務については、速やかに是正に努め適正に執行されることを望む。	措置済	令和６年４月１日付け人事異動により、報酬等の算定も含め、是正を図った。
シルバー人材センター運営の根幹となる各種規程については、整合性のない規定等が散見されることから、見直しを進め適正な事務の執行に努められたい。	措置済	規定全般の見直しを実施し、第３６回定時総会（令和６年５月３１日開催）で改正を行った。